

市民センターを中心とした地域づくりの取組強化について

人口減少や少子超高齢化、生産年齢人口の低下が見込まれる中、今後、より良い市民サービスの提供と地域づくりを一層推進する必要があることから、市民センターと公民館を一体化し、施設利用の範囲を拡充するとともに、地域業務と公民館業務の一体的な取組を行います。併せて、生活の困りごとをはじめとした多様な福祉的課題への相談支援体制の構築など、誰もが気軽に立ち寄れる地域住民にとって一番身近な施設をめざします。

また、デジタル化の進展などの社会状況の変化や市域でのバランスを踏まえ、窓口での手続きや地域づくり業務などの行政サービスのあり方について、今後さらに検討を行ってまいります。

1 市民センターの新たな体制について

(1) 執行体制

これまでは市民センターと公民館の併設館や、単独館、分館など、複数の施設が混在していましたが、市民センターと公民館を一体化し、すべての公民館施設を市民自治部の所管とするとともに、職員についても市民自治部の所属とします。

また、単独公民館である藤沢・村岡公民館については、立地条件等を踏まえ行政窓口機能は設けない一方、ICTを活用した証明発行機能を検討するとともに、地域のコミュニティ拠点施設としての統一性を高めるため、名称は市民センターとします。

(2) 地域業務と公民館業務の一体的な取組

同一の職員が地域業務と公民館業務を一体的に担うことで、地域の課題を意識した事業や講座を展開し、学びと活動の更なる連動を図るとともに、双方の利用者と顔の見える関係性を深め、新たな担い手の発掘や人材育成につなげます。

(3) 事業・講座の実施

これまで行ってきた事業や講座については、既存の取組をベースに、さらに地域における課題等の解決につながるよう、市民センター条例に位置付け、教育委員会の意見も聴きながら引き続き実施していきます。

(4) 市民センターを中心とした地域福祉の推進

地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めるために、顔の見えるネットワークを強化するとともに、複合化・複雑化した福祉的課題に対して、包括的な相談・支援体制の構築を図ります。

2 施設利用について

(1) 施設利用の拡充

サークル団体等の優先利用を確保しつつ、個人や営利に関する施設利用を可能にするなど、利用の幅を広げることで利用率の向上を図るとともに、所要の整理を行うなど、多様な利用による関係人口の創出を図ります。併せて、「藤沢公民館・労働会館等複合施設」について、労働会館施設の多目的室及び会議室を市民自治部の所管とすることで施設利用の統一性を高めます。

また、ネーミングライツなど歳入確保に向けた取組を検討します。

(2) 新たな利用区分

ア 「地域活動団体」

公民館使用、市民センター使用（企業除く）を統合するもので、施設の優先利用を確保します。使用料については、現在の公民館使用料と同額にする方向で検討しています。

イ 「一般」

市内に拠点を置く企業や個人を含む4人以下の団体等が利用できるもので、使用料については、「地域活動団体」の4倍程度にする方向で検討しています。

ウ 「営利」

営利目的での利用や市外在住者などが利用できるもので、使用料については、「一般」の4倍程度にする方向で検討しています。

■ 現状		■ 新たな利用区分	
利用区分	主な条件	利用区分	主な条件
公民館	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内に拠点を置き自主的に運営されている団体 ● 5人以上の団体 ● 市内在住者が半数以上 	【統合】 地域活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内に拠点を置き自主的に運営されている団体（サークル、地域団体、市民活動団体等） ● 5人以上の団体 ● 市内在住者が半数以上
市民センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内に拠点を置き自主的に運営されている団体 ● 5人以上の団体 ● 市内在住者が半数以上 		【新設】 一般 <small>企業のみ</small> <ul style="list-style-type: none"> ● 市内に拠点を置く企業 ● 4人以下の団体、個人 ● 市内在住者が半数以上
		【新設】 営利	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記対象で営利利用 ● 市外在住者や企業 ● 市内在住者が半数未満の団体

3 今後のスケジュール

令和6年12月 市議会12月定例会で藤沢市市民センター条例の一部改正議案上程

令和7年 4月 条例施行

以上

(事務担当 市民自治部市民自治推進課)